

幼児教育・保育の無償化 10月から始まります！



10月から3歳児～5歳児の子どもの教育・保育施設等の利用料（保育料）が無償化されます。
※0歳児～2歳児の子どもは、市民税非課税世帯のみ対象となります。

対象となる教育・保育施設等と利用料（保育料）の内容

施設・事業	利用料（保育料）の補助額の内容			認定区分	問合せ先
	0～2歳児クラス	満3歳児クラス	3～5歳児クラス		
保育所（園）、認定こども園（保育認定）	市民税非課税世帯のみ無償	無償	無償	A	子育て支援課
地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）					
就学前の障害児の発達支援※1					
認定こども園（教育認定）	市民税非課税世帯のみ 上限月額42,000円補助	無償		B	学校教育課
新制度幼稚園（公立幼稚園）		無償			
新制度未移行幼稚園（私立幼稚園）		上限月額25,700円補助			
新制度未移行幼稚園の預かり保育		市民税非課税世帯のみ 上限月額16,300円補助	上限月額11,300円補助		
認定こども園（教育認定）の預かり保育		市民税非課税世帯のみ 上限月額42,000円補助	上限月額37,000円補助		C
認可外保育施設※2					
一時預かり事業、病児保育事業※2					
ファミリー・サポート・センター事業※2					

- ※1 市民税非課税世帯の子どもが、児童発達支援事業所を利用している場合は、すでに利用料（保育料）は無償となっています。また、幼稚園、保育所、認定こども園と、児童発達支援事業所の両方を利用する場合は、両方も無償化の対象となります。
- ※2 認可保育所等に入ることができない方に対する代替的な措置として、「預かり」をした場合に限りします。

無償化の対象となるための認定区分

上記表の認定区分は、下記の通りです。

A「これまで通りの認定」が必要

保育所（園）や認定こども園、新制度幼稚園等に申し込みをする際に行っていた認定です。無償化が実施されても内容に変更はありません。現在入所（園）中の方の場合は、新たな手続きは必要ありません。

B「新認定」が必要

無償化により新しくできた認定です。幼稚園の教育時間が無償化の対象となるために認定を受ける手続きが必要です。（在園中の方へは、幼稚園を通じてご案内しています。）

C「新認定（保育の必要性の認定）」が必要

無償化により新しくできた認定です。無償化の対象となるためには、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

～保育を必要とする事由～

- 就労（就労時間が月60時間以上） ○妊娠・出産 ○保護者の疾病・障害
○同居親族等の看護・介護 ○災害復旧 ○就学 ○求職活動

※事由に該当するための要件や提出書類は、子どもが利用する施設や家庭の状況により異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

